

(写)

(女性の活躍推進担当者限り)

3 北経第 1031 号
令和 3 年 9 月 3 日

宮城県知事 殿

東北農政局長

農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について

このことについて、別添（写）のとおり農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名による通知があったので、御了知の上、農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進に向け、特段の御配慮をお願いします。

なお、貴県管内各市町村、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。）には、貴職から通知願います。



3 経営第 1361 号
3 農振第 1290 号
令和 3 年 8 月 19 日

東北農政局長 殿

農林水産省 経営局長
農林水産省 農村振興局長

農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定。以下「第5次計画」という。）において、農業の発展、農村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要であり、地域をリードする女性農業者を育成し、農村に関する方針策定への女性の参画を推進するため、特に農業委員、農業協同組合の役員及び土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進することとされ、農業委員、農業協同組合の役員及び土地改良区の理事に占める女性の割合に関する成果目標が定められた。

また、第5次計画で決定した成果目標の達成等に向けて政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めた「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、農業委員、農業協同組合の役員及び土地改良区の理事への女性登用の推進に向けて重点的に取り組むべき事項が定められた。

これらを受けて、農林水産省においては、別紙のとおり取組を進めることとしたので、貴局管内の県知事に対して通知いただくとともに、管内各市町村、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。）に対する周知等について協力いただくよう依頼方、お願いする。

農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定。以下「第5次計画」という。）において、農業の発展、農村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要であり、地域をリードする女性農業者を育成し、農村に関する方針策定への女性の参画を推進するため、特に農業委員、農業協同組合の役員及び土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進することとされ、農業委員、農業協同組合の役員及び土地改良区の理事に占める女性の割合に関して、以下の成果目標が定められた。

【第5次計画における成果目標（抄）】

- 農業委員会、農業協同組合及び土地改良区において女性の委員・役員等が登用されていない組織数を令和7年度までにそれぞれ0にする
- 農業委員に占める女性の割合を早期に20%とし、更に令和7年度までに30%を目指す
- 農業協同組合の役員に占める女性の割合を早期に10%とし、更に令和7年度までに15%を目指す
- 土地改良区の理事に占める女性の割合を令和7年度までに10%とする

また、第5次計画で決定した成果目標の達成等に向けて政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めた「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。以下「重点方針」という。）において、以下のとおり定められた。

【重点方針（抄）】

○農業委員や農業協同組合役員等への女性登用の推進

農業委員会について、農業委員会等に関する法律第8条第7項の規定の趣旨を十分に踏まえた上で農業委員に占める女性割合の目標や女性委員の登用のための具体的な取組を定めるよう、全国農業会議所及び都道府県を通じて、各市町村に促す。特に、いまだに女性委員が0である254の農業委員会（令和2年度）に対する働きかけを重点的に行う。各市町村の目標及び具体的な取組の策定状況、女性委員の登用実績については、毎年調査し、公表する。

農業協同組合について、農業協同組合法第30条第13項の規定の趣旨を十分に踏まえた上で役員に占める女性割合の目標や女性役員の登用のための具体的な取組を定めるよう、全国農業協同組合中央会及び都道府県を通じて、各農業協同組合に促す。特に、いまだに女性役員が0である101の農業協同組合（令和元年度）に対する働きかけを重点的に行う。各農業協同組合の目標及び具体的な取組の策定状況、女性役員の登用実績については、毎年調査し、公表する。

土地改良区（土地改良区連合を含む。）について、土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）に基づき、国・都道府県・市町村及び都道府県土地改良事業団体連合会等が都道府県ごとに設置する協議会を通じて、員外理事制度を活用した女性理事の登用を促す。また、理事のみならず総代における女性の割合が極めて低い現状を踏まえ、関係者の女性登用に対する理解の促進や意識改革を進め、土地改良区の女性職員のネットワーク化などにより、女性活躍に向けた環境づくりを促進する。

女性農業者が農業委員や農業協同組合役員の候補者となるために必要な知識やスキルの取得を支援するための実践型研修を実施する。

これらを受けて、都道府県におかれでは、下記の取組を積極的に進めていただくとともに、管内各市町村、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区に対しても、下記の取組を行っていただくよう働きかけをお願いする。

また、下記1から4までにおける各都道府県、各市町村、各農業協同組合及び各土地改良区における取組状況等については、報告を求めることとするので、御協力をお願いする。具体的な報告の方法については、別途通知する。その上で、下記1及び2における各都道府県、各市町村及び各農業協同組合における目標の設定状況、取組計画の策定状況及び女性の登用実績については、毎年公表することとするので、御承知おき願いたい。

記

1 農業委員への女性登用の推進

農業委員会を設置する各市町村においては、第5次計画における成果目標や当該農業委員会における女性の農業委員（以下「女性委員」という。）の登用状況を踏まえた上で、当該農業委員会の農業委員に占める女性割合の目標を設定するとともに、女性委員の登用のための取組計画を定めて、当該取組を推進すること。

また、各都道府県においては、都道府県内の農業委員の総数に占める女性割合の目標を設定するとともに、都道府県内の女性委員の登用のための取組計画を定めて、当該取組を推進すること。また、管下の市町村及び農業委員会に対して、女性委員の登用に向けて、目標及び取組計画を定めて積極的な取組を行うよう、働きかけること。

特に、令和2年度において女性委員が0である254の農業委員会を始めとする、女性の登用が進んでいない農業委員会に関しては、当該農業委員会を設置する市町村を区域に含む都道府県が、当該市町村及び当該市町村を区域に含む都道府県農業委員会ネットワーク機構の協力の下、女性の応募・推薦が活発になるよう、女性が農業委員になることへの理解を促進するとともに、女性の農業者等から構成される組織に対して応募・推薦を働きかけること。

2 農業協同組合の役員への女性登用の推進

各農業協同組合においては、第5次計画における成果目標や当該農業協同組合における女性の役員（以下「女性役員」という。）の登用状況を踏まえた上で、当該農業協同組合の役員に占める女性割合の目標を設定するとともに、女性役員の登用のための取組計画を定めて、当該取組を推進すること。

また、各都道府県においては、都道府県内の農業協同組合の役員の総数に占める女性割合の目標を設定するとともに、都道府県内の女性役員の登用のための取組計画を定めて、当該取組を推進すること。また、管下の農業協同組合に対して、女性役員の登用に向けて、目標及び取組計画を定めて積極的な取組を行うよう、働きかけること。

特に、令和元年度において女性役員が0である101の農業協同組合を始めとする、女性の登用が進んでいない農業協同組合に関しては、当該農業協同組合の所管行政庁である都道府県が、当該農業協同組合を傘下とする都道府県農業協同組合中央会及び当該農業協同組合の協力の下、女性が役員になることへの理解を促進するとともに、女性の農業者等から構成される組織に対して推薦等を働きかけること。また、当該農業協同組合は、地域選出の女性役員数の増加、女性役員枠の設置、非常勤役員としての女性役員数の増加

（理事会の適時の開催や迅速な意思決定に支障を生ずるおそれがなく、かつ、女性の登用のために必要な範囲内での増員にあるときに限る。）等の目標達成に向けた具体的な取組を行うこと。ただし、役員となることを希望する女性候補者がいない等により女性の登用をただちに進めることができない困難である農業協同組合にあっては、女性を参与等に任命して理事会への参加を促進する等の女性の登用に向けた環境整備を行うこと。

また、各都道府県においては、管下の農業協同組合の合併が行われる際には、合併によって役員に占める女性割合が低下することのないよう、当該農業協同組合に対して、働きかけること。

3 土地改良区の理事への女性登用の推進

各土地改良区においては、第5次計画における成果目標や当該土地改良区における女性の理事（以下「女性理事」という。）の登用状況を踏まえた上で、員外理事制度を積極的に活用しながら、女性理事の登用に取り組むこと。

また、各都道府県においては、土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）に基づき、国、都道府県、市町村及び都道府県土地改良事業団体連合会等関係機関の連携の下、都道府県ごとに設置する土地改良区運営基盤強化協議会（以下「協議会」という。）が行う土地改良区の運営指導の一環として、員外理事制度を活用した女性理事の登用を促進すること。

さらに、各土地改良区においては、総代に占める女性の割合が極めて低い状況を踏まえ、総代の女性参画を積極的に進めるとともに、都道府県土地改良事業団体連合会による「水土里ネット女性の会」等既存のネットワークを活用した土地改良区の女性職員同士の交流促進など、女性活躍に向けた環境づくりに取り組むこと。

また、各都道府県においては、女性活躍に向けた環境づくりのため、協議会を通じて、女性登用の重要性について関係者の周知を図るとともに、各都道府県下の土地改良区の

女性職員に対する情報提供の機会を設けるなど、女性活躍につながる活動をサポートする取組を行うこと。

4 地域をリードする女性農業者の育成

地域をリードする女性農業者を育成するためには、次世代のリーダーとなり得る女性農業者を見つけて、次世代のリーダーとして位置づけて育み、ネットワークをつなげていくことが必要である。

このため、都道府県及び市町村においては、女性農業者が農業技術や農業経営等の課題や地域の女性ネットワークへのアクセス等について相談できる女性農業者向けの相談窓口の設置や明確化を行うとともに、女性農業者からの相談対応等を通じて、将来のリーダー候補となる地域の女性農業者の把握に努めること。また、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と協力し、地域の女性農業者の育成に向けた体制構築、経営に役立つ研修やリーダー研修等各種研修の実施とその案内、現役の女性委員、女性役員、土地改良区の女性理事と次世代を担う女性農業者との交流の場の設定など、リーダーとなる女性農業者の育成のための取組を実施すること。

女性農業者に対する研修や女性が参加する会合（以下「研修等」という。）の実施に当たっては、以下の配慮を行うこと。

- ・ 女性農業者が研修等に参加しやすいよう、農作業が忙しくない時期や参加しやすい時間に研修等を開催すること。
- ・ 女性農業者が研修等に参加しやすいよう、オンライン化を進めるとともに、女性農業者の新たな人脈づくりを促進するため、内容によっては、対面でも実施して情報交換を促すこと。
- ・ 女性農業者が研修等に出席することへの家族の理解を得やすくするため、案内を夫婦・親子連名又は女性農業者に個別に発出するなどにより、女性農業者に直接情報が届くようにするとともに、早期に案内を発出する等の配慮を行うこと。

また、女性農業者の学びや事業活動の場となる地域の女性グループの設立や活動に対する支援、グループ同士のネットワークづくりの推進など、女性グループの活性化のための取組を実施すること。